

広島県告示第千二百十五号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十七条の十一第一項の規定によって、地方港湾鮎崎港の放置等を禁止する区域及び物件を次のとおり定め、令和六年一月一日から施行する。

その関係図面は、広島県土木建築局港湾振興課及び広島県西部建設事務所東広島支所において縦覧に供する。

令和五年十月三十日

鮎崎港湾管理者 広島県

代表者 広島県知事 湯 崎 英 彦

一 地方港湾鮎崎港放置等禁止区域

鮎崎地区

1 区域の範囲

基点一から基点四までの各点を順次結んだ線、基点四から基点五を水際線で結んだ線、基点五から基点六を結んだ線及び基点六から基点一を水際線で結んだ線により囲まれた

区域

2 点の位置（基点の表示角度は真北方向による。）

基準点 豊田郡大崎上島町の国土地理院四等三角点「鮎崎」（北緯三四度一七分〇〇秒〇〇〇八、東経一三二度五五分五三秒〇一八五、標高八〇・〇二メートル）

基点一 基準点から七二度〇七分〇九秒の方向二一六・五四メートルの点

基点二 基点一から一二六度一三分四六秒の方向五四四・四六メートルの点

基点三 基点二から一三四度〇八分四八秒の方向二九六・一二メートルの点

基点四 基点三から一八三度五九分五九秒の方向七九・二一メートルの点

基点五 基準点から一一六度二七分二九秒の方向四八八・二〇メートルの点

基点六 基点五から二〇二度二七分二九秒の方向一四・一七メートルの点

二 地方港湾鮎崎港放置等禁止物件

漁船及び業務用船舶以外の船舶並びに当該船舶の係留の用に供する工作物